

環境計量証明業務 <大気測定(排ガス測定)>

大気測定(排ガス測定)

大気汚染防止法

ばい煙発生施設等を設置し、ばい煙等を排出する事業所等は、排出基準等の遵守、及び測定が義務付けられています。

サービス内容： 現場事前調査→測定→サンプリング→分析・報告の一貫した対応

測定対象施設

焼却炉、ボイラー、発電機
乾燥・加熱炉等のばい煙発生施設



測定分析項目

ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物
塩化水素、有害物質、重金属、
VOC、ダイオキシン類等

VOC: Volatile Organic Compounds
(揮発性有機化合物)

連続NOx分析



VOC分析



VOC排出規制について

大気汚染防止法が改正(平成16年)され、平成18年4月より施行されました。

◎規制値等は当センタまで御問合せ願います

<対象施設>

- 塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設
- 化学製品製造における乾燥施設
- 工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設
- 印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付施設
- 接着剤使用施設及び乾燥・焼付施設

環境計量証明業務 <大気測定(排ガス測定)>

各施設のVOC排出基準

施設の種類		規 模	排出基準
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が $3,000\text{m}^3$ /時以上のもの	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	自動車の製造の用に供するもの(新設)	400ppmC
		自動車の製造の用に供するもの(既設)	送風機の送風能力が $100,000\text{m}^3$ /時以上のもの 700ppmC
		上記(2)以外のもの	700ppmC
4	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く)	木材又は木製品(家具を含む)の製造の用に供するもの	送風機の送風能力が $100,000\text{m}^3$ /時以上のもの 1000ppmC
5			上記(4)以外のもの 600ppmC
6	印刷回路用銅張積層板。粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が $5,000\text{m}^3$ /時以上のもの	1400ppmC
7	接着の用に供する乾燥施設(上記(6)のもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が $15,000\text{m}^3$ /時以上のもの	1400ppmC
8	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が $7,000\text{m}^3$ /時以上のもの	400ppmC
9	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が $27,000\text{m}^3$ /時以上のもの	700ppmC
10	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5m^2 以上のもの	400ppmC
11	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8°C において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	新設	容量が $1,000\text{kl}$ 以上のもの
		既設	容量が $2,000\text{kl}$ 以上のもの

(「大気汚染防止法施行規則」第15条の2)

注1 既設の施設については、排出基準は平成22年3月31日までは適用されないが、届出、測定は必要。

注2 既設の貯蔵タンクのうち、容量が 1000kl 以上 2000kl 未満のものについては、排出基準は適用されないが、届出、測定は必要。

環境計量証明業務 <悪臭分析>

悪臭防止法では、特定悪臭物質(アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素等22物質)について規制基準を定めています。

生活環境における悪臭に対する苦情が近年増えています。

近隣との良好な関係を維持するためにも、悪臭物質を使用していたり、焼却等で悪臭を放散していると思われるなら、一度、調査してみませんか？

最近では、悪臭物質濃度よりも人間の感覚で判断する官能試験(臭気指数)が主流となってきています。

臭気の調査をされることをお勧めします。

調査の進め方

成分分析

試料採取(テトラバッグ等)



機器分析(ガスクロマトグラフ等)

臭気指数

試料採取(テトラバッグ)



官能試験

室内空気、環境大気、排水等を調査

悪臭成分測定 (FPD-GC)



FPD(炎光光度検出器)

臭気判定(官能試験)



環境計量証明業務 <大気環境アセスメント調査>

平成8年5月の大気汚染防止法改正後、規制対象となる

有害大気汚染物質の追加と排出の抑制が求められています。

対象物質:ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類

指針値が示された物質;アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル

今後指針値が示される物質;アセトアルデヒド、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン

大気中の粉じん、空気を採取・分析し、調査します。

自社の放出状況や環境からの影響を調査されることをお勧めします。

当社では、除去設備等の施工を行い、調査とのセットで
実効性の高い改善提案をいたします。

有害大気汚染物質サンプリング
(粉塵、金属成分、VOC等ガス成分)



有害大気汚染物質測定
(VOC等ガス成分)



有害大気汚染物質測定
(ニッケル、クロム等金属成分)

